

鳥取県告示第 883 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 1 項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、鳥取県生活環境部景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目 220）において公衆の縦覧に供する。

平成 18 年 12 月 15 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画市街化区域及び市街化調整区域

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 市街化区域

追加する部分

鳥取市三津字乗越ノ二、正蓮寺字小井手及び字大政、桜谷字平田及び字大路前並びに杉崎字土手ノ内及び字下赤石

変更する部分

鳥取市美萩野五丁目、湖山町北五丁目、湯所町一丁目、桜谷字西ノ前、正蓮寺字法花寺、津ノ井字向下砂田、杉崎字長旨、美萩野二丁目、美萩野三丁目、三津字東沢ノ二、桂見字中帆城及び字中帆城灘、湖山町南三丁目、古市字村之後口及び字屋敷、吉成字古市土居ノ上及び字西土崎、吉成南町一丁目、船木字茶屋ノ前及び字植松、若葉台南七丁目並びに祢宜谷字口矢中

削除する部分

鳥取市三津字西傍示ノ二、古市字上河原、吉成字古市宮ノ下及び字上崎下夕出合、叶字前田並びに香取字小山谷奥

(2) 市街化調整区域

追加する部分

鳥取市三津字西傍示ノ二、古市字上河原、吉成字古市宮ノ下及び字上崎下夕出合、叶字前田並びに香取字小山谷奥

変更する部分

鳥取市美萩野五丁目、三津字乗越ノ二、湖山町北五丁目、湯所町一丁目、正蓮寺字小井手、字大政及び字法花寺、桜谷字西ノ前、字平田及び字大路前、杉崎字土手ノ内、字下赤石及び字長旨、津ノ井字向下砂田、美萩野二丁目、美萩野三丁目、三津字東沢ノ二、桂見字中帆城及び字中帆城灘、湖山町南三丁目、古市字村之後口及び字屋敷、吉成字古市土居ノ上及び字西土崎、吉成南町一丁目、船木字茶屋ノ前及び字植松、若葉台南七丁目並びに祢宜谷字口矢中